

鳥取県告示第 89 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 19 年 3 月 25 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 1 月 25 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たかしろ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福有 裕美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市上福田 522-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、公共交通機関の利用が困難である地域の高齢者等に、自宅から最寄りの公共交通機関までの移動手段を提供することにより、中山間地の高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
目的、特定非営利活動の種類、事業、資産の区分、会計の区分